

## 後見制度支援預金（無利息型）

（令和4年12月12日現在）

項目	内容
① 商品名	・後見制度支援預金（無利息型）
② 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、組合員および組合員となる資格を有する方。</li> <li>・家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける 又は 受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方。</li> </ul> ※ 本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続により取扱います。
③ 期間	・定めはありません。
④ 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。</li> <li>※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。</li> <li>・現金、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。</li> </ul>
預入金額	1円以上（1円単位）
⑤ 払戻方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
⑥ 利息	・無利息型
適用利率	－
利息計算方法	－
利息支払方法	－
税金	－
⑦ 手数料	ありません。
⑧ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。</li> <li>・給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。</li> <li>・この預金は、マル優はご利用いただけません。</li> <li>・総合口座としてのご利用はできません。</li> <li>・インターネットバンキングやテレホンバンキングサービス等の各種付帯サービスはご利用いただけません。</li> <li>・キャッシュカードはご利用いただけません。</li> <li>・この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限ります。</li> </ul>
⑨ 金利情報の入手方法	・店頭に掲示されている金利一覧をご覧ください。または窓口にお問い合わせください。

項 目	内 容
⑩ 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置               <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または「まごころ相談室」にお申し出ください。</p> <p>【窓口：十勝信用組合「まごころ相談室」 TEL：0120-81-4093                受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）                受付時間：10:00～17:00</p> <p>なお、苦情対応等手続については、当組合ホームページにも記載しております。                （ホームページアドレス） <a href="https://www.tokachishinkumi.com">https://www.tokachishinkumi.com</a></p> </li> <li>・ 紛争解決措置               <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）                第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）                第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）で                紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、                上記組合窓口、または しんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。                なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、                東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセス                に便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。                ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地                と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。                具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】                受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く）                受付時間：9:00～17:00                電 話：03-3567-2456                住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> </li> </ul>
⑪ その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は、『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。</li> </ul>

## 十勝信用組合